

婦人少年局月報

Monthly Bulletin

W. M. B., L. M.

1 人当1ヶ月平均現金給与額 (1951年8月)

産 業 別	男 子	女 子	男子に対する女子の割合
全 産 業	14,351	6,216	43%
製造業	14,406	6,602	46
建設業	14,380	5,700	40
卸売及び小売業	17,023	7,328	43
金融業及び保険業	18,892	8,479	45
運輸通信及びその他の公益事業	13,692	7,319	57

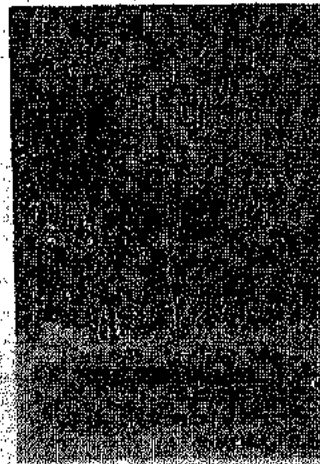
労働統計調査部調

第五回働く年少者の保護運動について

働く年少者とは毎年十一月一日を期して、年少労働者の保護対策の普及を図るため「働く年少者の保護運動」を実施してきましたが、本年はその第五回目を迎へ、十一月一日から一週間全国的に実施することになりました。

ところで昭和二十二年臨時労働法により、年少労働者の就業年齢は二六歳と定め、日本経済復興のために重要な役割を果しているにもかかわらず、明らかな年少者の抱え手として、これら年少者の将来に多くの希望と期待をかけるものなのです。

これらの働く年少者をすくうためには、職業に育成することは、将来の産業と文化の繁栄を約束するものです。それ故にこそ、われわれを正しく保護して、心身共にすくえた労働者に育てなければなりません。年少者が心身共に健康に育つためには、高い知識と技能を習得する機会が与えられ、さらに健全な情操が養われ、労働者としての自覚をもち、社会の担い手として、これら年少者の将来に多くの希望と期待をかけるものなのです。



運動の行進は、中央地方を通過し、また各地の関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

中央行事は、婦人少年局が主催となり、関係機関の協力を得て、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

また、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

①労働基準法をまもりましょう。
②働く年少者に教育の機会を与えましょう。
③働く年少者のレクリエーション活動を促進しましょう。

これら三つの目標を掲げて運動を行うこととなりました。

この「働く年少者の保護運動」は、全国的に実施され、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

また、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

全国的に実施され、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

また、各地の労働関係機関、労働組合、青年会、学生団体、労働者団体、関係各所へ呼びかけ、関係各方面を挙げて一斉に実施が行われます。

1 人平均月間実労働時間数及び出勤日数 (1951年8月)

産 業 別	総実労働時間数		所定内労働時間数		所定外労働時間数		出 勤 日 数	
	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子	男 子	女 子
総 計	197.9時	181.5時	177.9時	175.5時	20.0時	6.0時	24.3日	23.7日
製造業	193.4	181.3	170.1	169.4	23.3	11.9	23.2	23.4
建設業	198.7	181.2	176.9	176.4	21.8	4.8	24.2	22.8
卸売及び小売業	193.7	183.0	180.5	177.5	13.2	5.5	23.1	24.5
金融業及び保険業	179.0	173.9	167.2	164.3	11.8	9.6	24.3	24.4
運輸通信及びその他の公益事業	200.9	186.7	183.6	176.9	17.3	9.8	24.6	24.1

労働統計調査部調

